

相 談 事 例

ID： 02-01-004

相談タイトル

リフォーム工事の契約について

Q：ご相談内容

屋根のリフォーム工事を行うにあたりA社から見積を出してもらい、明日打ち合わせに来る予定になっていたが、B社の方が条件が良かったことから、B社と契約しようと思っている。
A社に連絡し、契約しない旨を伝えるも、明日伺うと強引に言われ断り切れていない。また、当初説明が無かったのだが、A社は見積を出すのに工事費の5%かかると後になって言われた。見積費用を支払わなくてはならないか。

A：回答

A社と契約する意思が無いのであれば、まずはA社に対してはっきりとお断りの意思を伝えて下さい。その際、見積書作成に伴う費用のことについて、事前に知らされていなかったことも伝え、費用についての交渉を行って下さい。なお、見積書の作成に係る費用として一律に「工事費の5%」という考え方は疑義のあることですので、費用負担しなければならない場合には、請求費用の内訳や根拠を尋ねて下さい。